



北本市ゼロカーボンシティ宣言書

環境大臣からのメッセージ



北本市ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化が原因とみられる気候変動により、猛暑や大型台風、集中豪雨などの異常気象が頻発し、世界各地で大きな被害が発生しています。また、地球温暖化の進行により、生態系や農作物の生育に悪影響が及ぶことが懸念されています。

このような状況を踏まえ、気候変動を抑制するために、2015年に採択されたパリ協定では、地球温暖化防止のため「産業革命以前からの平均気温の上昇を2℃未満とし、1.5℃に抑える努力を追求する」との目標が掲げられ、そのためには、「2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。



国内においては、政府が2020年10月に、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

また、SDGsの目標の一つ「気候変動」において、気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じるとの目標を掲げており、各自治体には、それに応じた対策が求められています。

このことから、北本市は、緑に囲まれた健康な文化都市として、市民一人ひとりが輝くまちを目指すとともに、市民や事業者と一体となり、かけがえのない環境を次の世代に残すために、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを宣言します。

令和4年1月15日 北本市長 **三宮幸雄**

北本市 & green



埼玉県北本市長 三宮 幸雄 殿

貴市におかれましては、この度、地方公共団体として2050年の温室効果ガスの排出量実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指すことを表明されました。

今回の貴市の表明をもちまして、ゼロカーボンシティは国内で521地方公共団体となりました。我が国としての2050年カーボンニュートラルの実現に向け、大変心強く感じております。

近年、国内各地で大規模な災害が多発しているところですが、地球温暖化の進行に伴い、今後、気象災害の更なる頻発化・激甚化などが予測されております。こうした私たちの生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われている気候変動問題に対処するため、2050年カーボンニュートラルの実現を目指す必要があります。

現在、政府としては、2050年カーボンニュートラルや2030年度46パーセント排出削減目標の達成に向け、再生可能エネルギーの最大限の導入などを掲げ、我が国の成長戦略の柱の一つとしているところです。

環境省としても、脱炭素社会、循環経済、分散型社会への3つの移行を推進し、今までの延長線上ではない、社会全体の行動変容を図ってまいります。

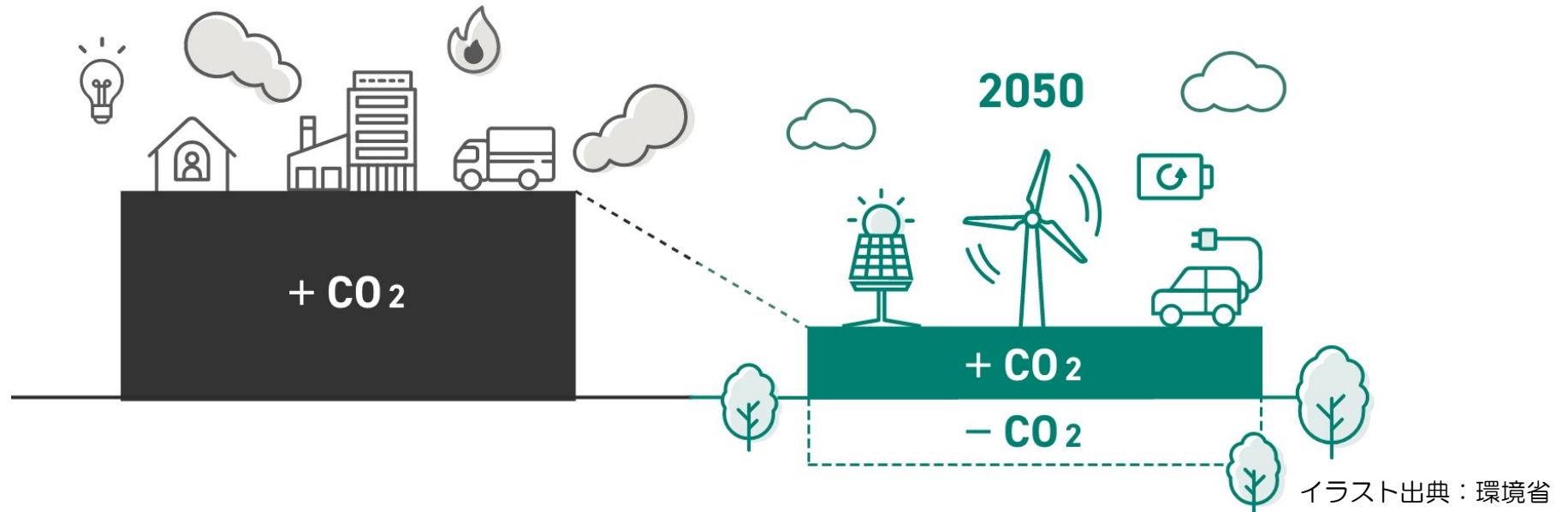
2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、今後30年間のうち、とりわけこの5年間、10年間が重要です。このため、地域脱炭素ロードマップに基づき、脱炭素先行地域づくりや、脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施を進めていく必要があります。貴市及び他のゼロカーボンシティと連携しながら、地域脱炭素の更なる具体化・加速化を進めてまいります。

環境大臣 **山口 壯**

『ゼロカーボンシティ』 = 『カーボンニュートラル』

政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」※ から、植林、森林管理などによる「吸収量」※ を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。※人為的なもの
カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減 並びに 吸収作用の保全及び強化をする必要があります。

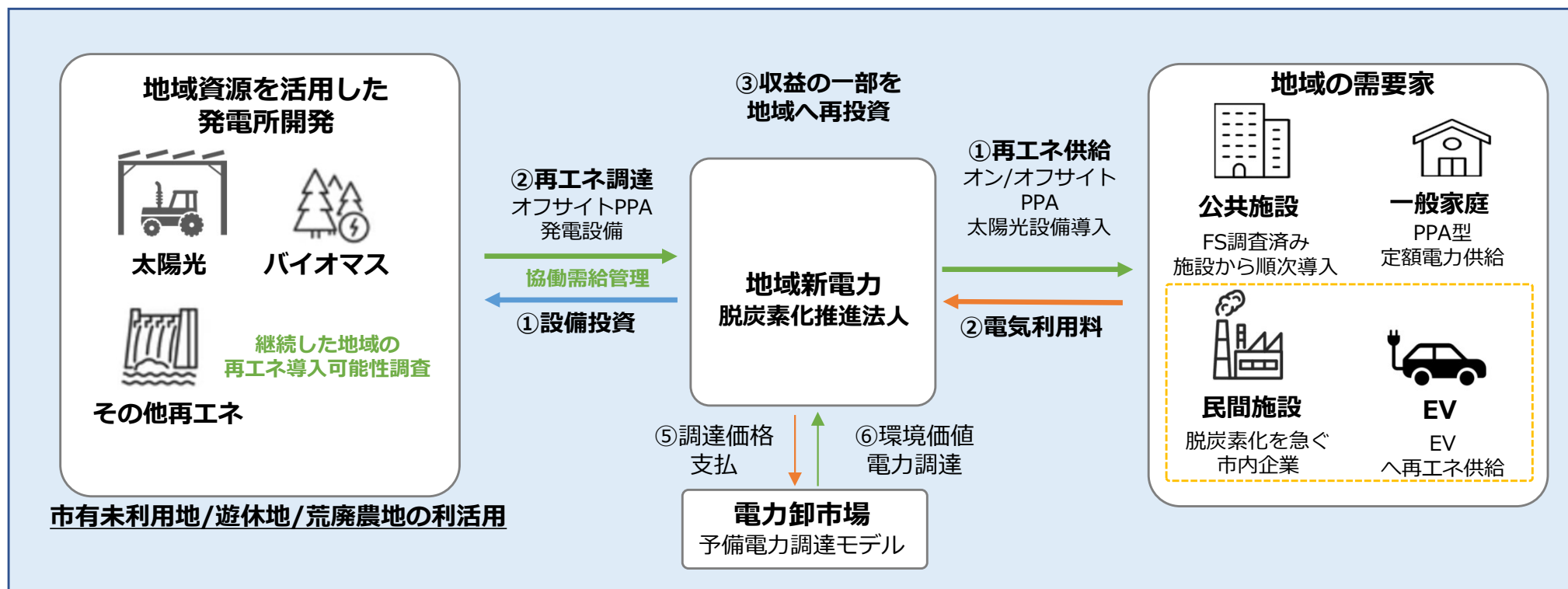


北本市のゼロカーボンシティを実現するには

- 再生可能エネルギーの地産地消の推進
- 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定
- 遊休地・荒廃農地・市有未利用の利活用(ソーラーシェアリング/ため池利用など)
- 官民連携による脱炭素化の推進
- 民間事業者との連携強化
- 脱炭素化推進法人または団体の組成(地域新電力等)

再生可能エネルギーの地産地消

脱炭素推進法人(まちづくり会社または地域新電力)が主体となり、地域の脱炭素化を牽引することによって、北本市の「ゼロカーボンシティ」を実現

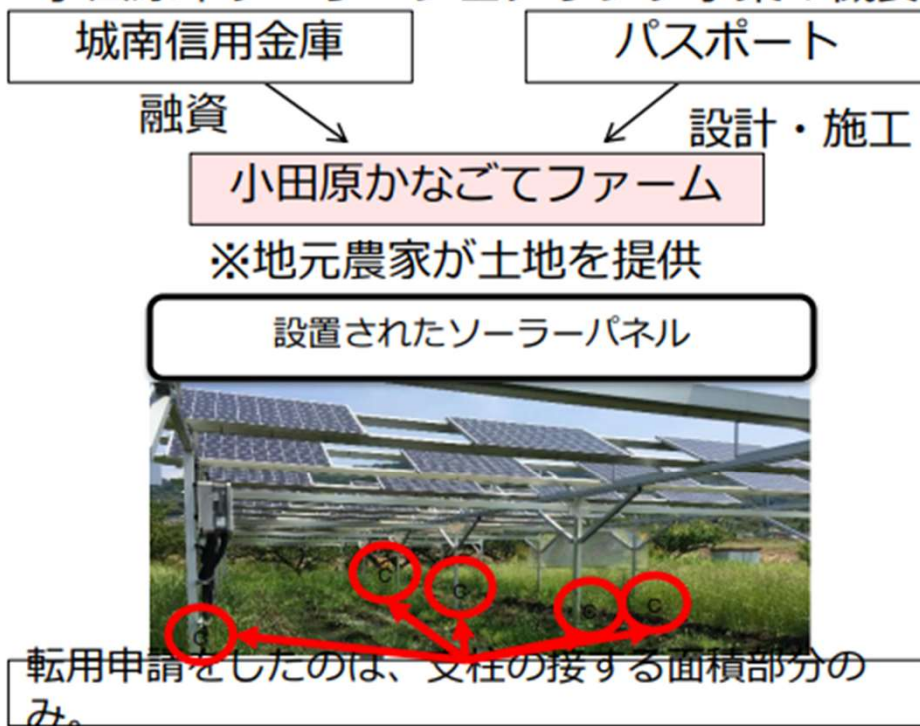


※PPA (Power Purchase Agreement : 電力販売契約) モデルとは、PPA事業者と契約することで、太陽光発電システム設備を初期費用ゼロで導入でき、メンテナンスもしてもらえる仕組みです。

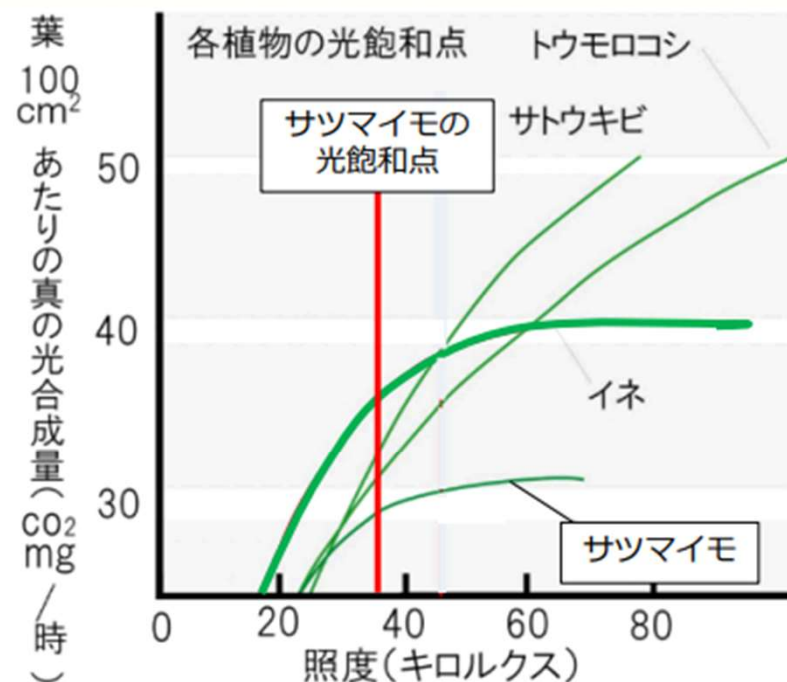
遊休農地を活用したソーラーシェアリング事業 (小田原かなごてファーム@小田原市)

- ▶ 合同会社小田原かなごてファームが、サツマイモ畑（327平方メートル）で、営農を継続しながら、上空2.5mほどの高さの支柱にソーラーパネル56枚（15.2kW）を設置し、東京電力に売電（2017年度末現在）。遊休農地を活用することで、地域課題の同時解決も図る。
- ▶ 各植物には光飽和点（光合成量の限度）があり、これを考慮することで様々な畑の上部にソーラーパネルの設置が可能。

小田原市ソーラーシェアリング事業の概要



各植物の光飽和点



出所 ヒアリング情報、一般社団法人ソーラーシェアリング協会ウェブサイト、「ソーラーシェアリングとは」, <http://solar-sharing.org/solarsharing/> (2018.2.1時点) を基に環境省作成

- 営農型太陽光発電は、営農の適切な継続と農地の上部での発電をいかに両立していくかが取組の鍵。
- 営農型太陽光発電設備の設置には農地法に基づく一時転用の許可が必要で、平成25年に農地転用許可制度に係る取扱いを明確化。
- 平成30年5月に農地転用許可の取扱いを見直し、担い手が営農する場合や荒廃農地を活用する場合等には一時転用許可期間を3年以内から10年以内に延長。その他優良事例の周知等の促進策を発表。
- さらに、令和2年度末に、荒廃農地を再生利用する場合は、おおむね8割以上の単収を確保する要件は課さず、農地が適正かつ効率的に利用されているか否かによって判断するよう見直し。

農地転用に係る取扱いの主な内容

① 一時転用許可に当たり、次の事項をチェック

- ・ 一時転用期間が**一定の期間内**となっているか

一時転用期間が**10年以内**になるケース

次のいずれかに該当するときは**10年以内**(その他は**3年以内**)

- 認定農業者等の**担い手**が下部の農地で**営農**を行う場合
- **荒廃農地**を活用する場合
- **第2種農地**又は**第3種農地**を活用する場合

- ・ 下部の農地での**営農の適切な継続**が**確実**か

営農の適切な継続とは

- 営農が行われていること
- 生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていないこと
- 下部の農地の活用状況が次の基準を満たしていること

区分	右以外の場合	荒廃農地を再生利用した場合 (令和3年3月31日改正)
基準	同年の地域の平均的な単収と比較して おおむね2割以上減収しないこと	適正かつ効率的に利用されていること (農地の遊休化、捨作りをしない)

- ・ 農作物の生育に適した日照量を保つための設計であるか
- ・ 効率的な農業機械等の利用が可能な高さ(最低地上高2m以上)であるか
- ・ 周辺農地の効率的利用等に支障がない位置に設置されているか 等

② 一時転用許可は、再許可が可能

- ・ 再許可では、従前の転用期間の営農状況を十分勘案し総合的に判断
- ・ 自然災害や労働力不足等やむを得ない事情により、営農状況が適切でなかった場合は、その事情等を十分勘案

③ 年に1回の報告により、農作物の生産等に支障が生じていないかチェック

- ・ 報告の結果、営農に著しい支障がある場合には、設備を撤去して農地に復元

優良事例の周知等

① 優良事例の周知等

優良事例をウェブサイト等で紹介するほか、チェックリストを作成、周知

② 相談窓口

相談窓口を設置し、農業者等からの問合せに対応

③ 資金調達の円滑化

地域の金融機関に対して営農型太陽光発電の促進策について情報提供

④ 悪質なケースへの対応

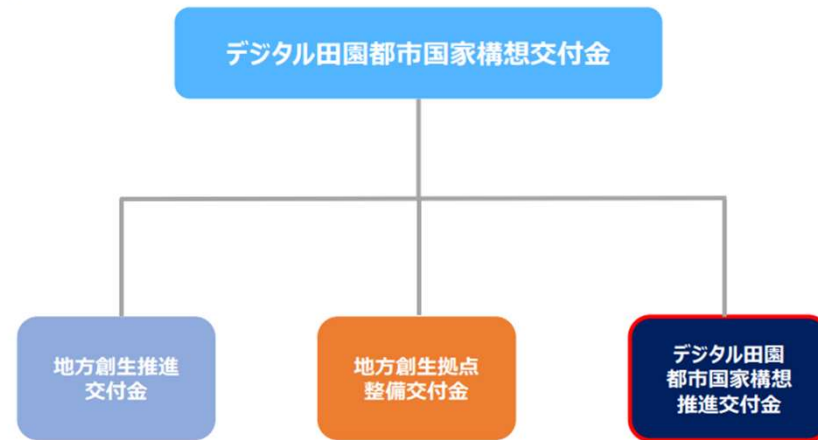
一時転用許可に違反する悪質なケースに対し、農地法に基づく改善指導等やFIT法上の措置を講ずる

官民連携による脱炭素の推進

交付金の活用 → デジタル田園都市国家構想交付金活用

民間事業者等が地方創生の担い手となり、公共的、公益的な役割を担うケースが増加していることから、そうした民間事業者等が一定の要件等を満たす公共性・公益性を有する拠点施設等を整備する取組に対し、国・自治体が支援するものです。

<イメージ>



民間事業者が整備・所有する施設の活用・支援について①



地方創生拠点整備タイプ（仮称）について、**官民一体となって地域の課題解決に取り組むことが重要であることから、新たに「間接補助」**（民間事業者等が一定の要件等を満たす公共性・公益性を有する拠点施設等を整備する取組に対し、地方公共団体が整備費の全部又は一部を補助した場合、国が当該補助経費の一部を交付することを可能とする制度をいう。）を**交付対象化**。

参・本会議における山口那津男議員に対する岸田内閣総理大臣答弁〔抜粋〕 (令和4年10月7日)

(山口那津男議員)
・地域の魅力向上や災害対策、また個人の仕事、結婚、子育てなどでの課題解決のため、デジタル化の加速が重要。今夏のDigital Garden City 甲子園では視覚障がい者の自立歩行をサポートする前橋市の施策「めぶくEYE」が優勝するなど、デジタル化のユニークな取り組みが話題となった。各地域が、こうした施策に思い切った取り組みを、政府は環境整備に努めるべきである。そのために、新たな交付金の創設など必要十分な予算を確保するとともに、各自治体が意欲的に取り組めるよう、柔軟な制度設計に取り組むべきではないか、総理の見解を伺う。

(岸田内閣総理大臣)
・地域のデジタル化についてお尋ねがありました。
・御指摘のとおり、デジタル技術による地域の課題解決や魅力向上を図る上で、地域の事情に応じた取組を進められるようにすることは重要です。
・こうした取組を全力で後押しするため、10月末にとりまとめる「総合経済対策」において、「デジタル田園都市国家構想交付金」を創設します。この交付金では、これまでの交付金から支援内容を拡充し、官民一体で取組を進められるよう、民間事業者の施設整備も支援対象とするなど、柔軟な制度としていきます。
・地方のニーズや、貴党を含む様々なご意見を踏まえ、各自治体の意欲的な取組を後押しする制度となるよう、必要な予算の確保を含め、しっかりと取り組んでまいります。

間接補助の具体的制度設計（案）①



1. 間接補助導入の趣旨・目的

- 近年、民間事業者等が地方創生の重要な担い手となり、公共的・公益的な役割を担うケースが増加していることから、そうした**民間事業者等が一定の要件等を満たす公共性・公益性を有する拠点施設等を整備する取組に対し、国・自治体が支援するもの**。

2. 間接補助の支援対象となる施設等

		整備主体	
		地方公共団体 公共的団体	民間事業者
所有主体	地方公共団体 公共的団体	○	一部○
	民間事業者	一部○	× ⇒ 一部○

<間接補助の対象となる施設等の要件>

地方自治法に基づく「公の施設」とし、原則として設置条例に基づく施設等とする。また、民間事業者等と地方公共団体との間において、地方創生のために中長期的・安定的な施設運営を担保するための「協定等」の締結による対応も可とする。（※）

※施設等の一定の公共性を担保し、中長期的・安定的な施設運営を行う自治体の意思的行為を確保するもの。

また、拠点整備交付金は、公債発行経費の対象であり、補助金適正化法に基づく返納規定にも留意。